

2020年7月28日

在学生の皆さん

### 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症と診断された方は、その診断結果を、下記連絡先までメールで連絡してください。

#### 【連絡先】

京都橘大学 学生新型コロナ相談窓口 [gen1@tachibana-u.ac.jp](mailto:gen1@tachibana-u.ac.jp)

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」（以下「学校感染症」）となり、出席停止となります。出席停止により、授業・試験を欠席する学生に対しては、不利益とならないよう、教育上の配慮を行います。

なお、個人情報の取り扱いにあたっては、感染された方やその家族・関係者等が特定されないことがないよう、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともに、プライバシーの保護に十分に配慮します。